

上田地域の高校の将来像を考える協議会設置要綱

(設置)

第1条 長野県教育委員会（以下「県教委」という。）が策定した「高校改革～夢に挑戦する学び～実施方針」に基づき、上田地域の将来を見据えた高校の学びのあり方と具体的な高校の配置について、県教委に対して意見・提案を行うことを目的として、上田地域の高校の将来像を考える協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 協議会は、上田地域の高校のあり方について協議し、県教委に対して、意見・提案を行うものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員24人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 市町村長
- (2) 市町村教育等又は教育委員長
- (3) 産業界の代表
- (4) その他地域の実情に応じた者

(任期)

第4条 協議会の委員の任期は、協議会の任務を終えるまでとする。ただし、委員が就任時の役職を離れたときは、後任者が残任期間を務めるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときには、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

3 会議は公開とする。ただし、会長の判断により一部非公開とすることができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、上田市（上田市教育委員会を含む。以下この条において同じ。）及び県教委の共同事務局とし、その役割分担は次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事務とする。

- (1) 上田市 日程調整、会議の運営その他の協議会の運営に関する事務
- (2) 県教委 資料の収集・作成その他の協議会運営の支援に関する事務

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年8月21日から施行する。